

【 検 査 】

4 1 狭心症（確定後）の傷病名のみに対するD215の3心臓超音波の算定について

《令和4年1月31日》

○ 取扱い

狭心症（確定後）の傷病名のみに対するD215の3心臓超音波 イ 経胸壁心エコー法の算定は、原則として認められる。

○ 取扱いを作成した根拠等

心臓超音波検査は、高周波の超音波を用いて心臓の動きや構造、血流を観察し、心臓疾患の診断や心機能・血行動態の判定を行う検査であり、狭心症確定後においては、心腔壁運動の異常、心筋虚血の有無の検出等に有用である。

以上のことから、狭心症（確定後）の傷病名のみに対するD215の3心臓超音波 イ 経胸壁心エコー法の算定は、原則認められると判断した。